

北陸地域野生鳥獣対策連絡協議会の設置について

平成16年8月12日設置
平成17年11月7日一部改正

1. 趣旨

野生鳥獣に対する保護の要請が高まる一方で農林業等への被害や環境への影響が深刻化する中、共存・共生に基づく総合的な対策が求められている。

このような状況下において、野生鳥獣の保護・管理、被害防止対策に係る関係機関が連携し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な被害防止対策のあり方等を検討する場として、北陸地域野生鳥獣対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2. 連絡協議会の構成

連絡協議会は、次の者をもって構成することとする。ただし、必要がある場合は構成員を追加することができるものとする。

県関係：管内農業(普及含む)・林業・環境関係部局の鳥獣対策課及び試験研究機関

国関係：

- ・環境省関東地方環境事務所野生生物課長
- ・ " 中部地方環境事務所野生生物課長
- ・近畿中国森林管理局森林整備部森林整備課
- ・北陸農政局(企画調整室調整官、生産経営流通部農産課長、生産経営流通部経営課長、農村計画部農村振興課長、整備部農村整備課長、統計部生産流通消費統計課長)

独立行政法人等関係：

- ・農業・生物系特定産業技術研究機構中央農業総合研究センター耕地環境部鳥獣害研究室長 百瀬 浩(専門分野：鳥類)
- ・農業・生物系特定産業技術研究機構近畿中国四国農業研究センター地域基盤研究部鳥獣害研究室長 仲谷 淳(専門分野：イノシシ)
- ・森林総合研究所関西支所生物多様性研究グループ長 大井 徹(専門分野：シカ・サル)

3. 連絡協議会における協議事項

連絡協議会は必要に応じ開催し、以下の事項について協議する

- (1) 特定鳥獣等の適切な保護・管理、被害防止対策について
- (2) 野生鳥獣に関する国及び県の施策について
- (3) 関係機関の連携のあり方について
- (4) その他必要な事項について

4. 連絡協議会の庶務

連絡協議会の庶務は、構成機関の協力を得て北陸農政局生産経営流通部農産課において処理する。

5. その他

その他必要な事項については、連絡協議会において協議し定める。